|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 図面相談シート  注）次回の相談にもこの用紙を一緒に提出してください。 | | | |  | 日付 | | 窓口来庁者 | 市の対応職員 |
| １ |  | |  |  |
| ２ |  | |  |  |
| ３ |  | |  |  |
| 法人の概要 | 事業主体（法人名） |  | | | | | | |
| 法人の所在地 |  | | | | | | |
| 法人の連絡先 | 電話 |  | | | ＦＡＸ |  | |
| 代表者名 |  | | | | 担当者名 |  | |
| 事業の概要 | 事業開始の動機 | （別紙可・事業計画など） | | | | | | |
| 事業所の名称 | （仮） | | | | | | |
| 事業所の所在地 |  | | | | | | |
| サービス事業の種類 | 居宅介護支援 | | | | | | |
| 施設の概要 | 土地・建物の現況 | 現況：新築予定・改修予定・賃貸借予定・その他(　　 　　 　　　　 ) | | | | | | |
| 土砂災害警戒区域の該当の有無：有り・無し（該当するものに○を付すこと）  ※土砂災害警戒区域については、愛知県土砂災害情報マップ  （http://maps.pref.aichi.jp)で確認できます。 | | | | | | |
| 土地（所有者：　　　　　　　　　　　　　）  建物（所有者：　　　　　　　　　　　　　） | | | | | | |
| （　　　）造（　　階建ての　　階部分）  ※既存建物の場合は、築年数及び建物申請時の用途  （　　　年築、用途：　　　　　　　） | | | | | | |
| 賃貸借契約（契約期間：　　　　～　　　　　） | | | | | | |
| 新築・改修工事の実施予定期間及び竣工時期 | 着工 | | | | | | |
| 竣工 | | | | | | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 持参書類 | 自主点検 | 備考 |
| チェックリスト |  |  |
| 土地及び建物の図面等（改修・新築の計画図面）  （縮尺１／１００以上、具体的な設備の概要を記入するとともに、面積は内法で明示のこと） |  |  |

□事前相談には申請法人の設計士や代理人のみではなく、申請予定者の同席をお願いします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 介護保険法第７０・７９条関係 | 自主点検 | 備　考 |
| 申請者が法人格を有していますか。 |  |  |
| 従業員の知識及び技能並びに人員が基準に達することが条件です。そのために、まず基準や通知を確認し、熟知していますか。 |  |  |
| 設備に関する基準に従って適正な運営をすることが条件です。そのために、それぞれの事業ごとに定められた設備基準を満たしていますか。（チェックリスト参照） |  |  |
| 運営に関する基準に従って適正な運営をすることが条件です。そのために、関係法令の確認をし、近隣住民や担当課との調整はしていますか。（関係法令の一例は下記のとおり） |  |  |
| ・介護保険法…事前協議いるかどうか確認（通所介護や訪問介護等、他の介護保険サービスを併設する場合には愛知県に相談しているかなど） |  |  |
| ・建築基準法→所管の建築指導担当課へ  ●準耐火建築物（居室等を２階又は地階に設ける場合）→所管の消防署と相談→消防署長の意見書が必要 |  |  |
| ・都市計画法（市街化調整区域等）→所管の建築指導担当課へ |  |  |
| ・消防法…消防計画の作成・提出→所管の消防署へ  （※新築・改修される建物について、事業所を所轄する消防署と消防設備・避難設備等について協議調整を進める必要があります。） |  |  |
| ・農地法…農地転用の手続→所管の農業委員会へ |  |  |
| ・労働基準法…就業規則の作成・提出→所管の労働基準監督署へ |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設備に関する事項 | 自主点検 | チェック内容 | 備考 |
| 一般原則・構造 |  | □玄関・入口の動線は人が通ることができる広さが十分に確保されている。 |  |
| □介護支援専門員が居宅介護支援を行う本拠となっている。 |
| 事務室 |  | □指定居宅介護支援事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けている。  ※間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。 |  |
| 相談室  ・相談コーナー |  | □相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保している。 |  |
| □相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造となっている。 |
| 洗面設備  ・トイレ |  | □手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮がされている。 |  |
| □指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う配慮をしている。 |
| その他（基準省令  ・老企２５号） |  | □指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えている（帳簿類の保管等）。 |  |